

《第12回「佐世保市子ども・子育て会議」

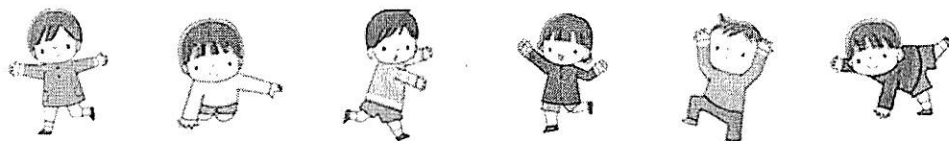
◇「新させほっ子未来プラン」の進捗状況について

【説明資料】

H29.10.25

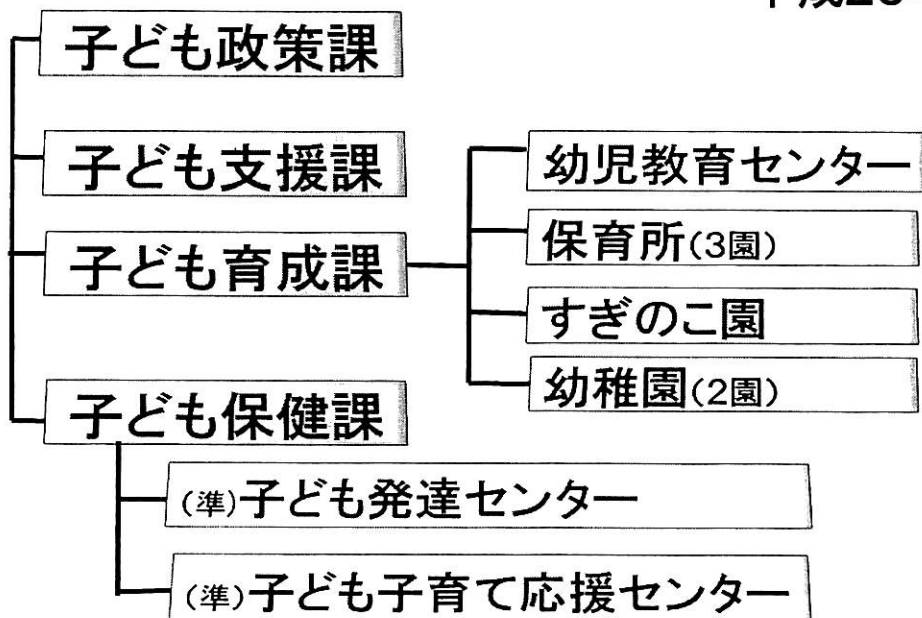
佐世保市の子育て支援

(子どもを安心して産み、楽しく育て
子どもが健やかに成長できる環境づくり)



子ども未来部の機構

平成20年4月創設



佐世保市の現状

➤ 合計特殊出生率

(15歳～49歳までの1人の女性が生涯に産む平均の子どもの数を示す) 単位:人

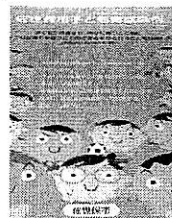
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
出生数(本市)	2,347	2,392	2,280	2,234
15～49歳の女性数	48,945	48,409	47,677	46,934
佐世保市	1.75	1.82	1.79	1.72
長崎県	1.63	1.64	1.66	1.67
国	1.41	1.43	1.42	1.45

※ 日本が、人口を維持することができる出生率2.07～2.08

佐世保市子ども育成条例

平成18年6月29日公布・施行

子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちとなることを目指して！



＜基本理念＞

- ①子どもの人格が尊重され、最善の利益が考えられること
- ②子どもが優しさやたくましさを身につけ、人を愛し、郷土や国を愛し、世界の平和を願い、自然を大切にする心、社会の役に立とうとする意識、世界に通じる広い視野と豊かな国際感覚を養うことができるよう支援されること。

＜役 割＞

- ◇市民の役割・・・子どもの育成に積極的にかかわるよう努める。
- ◇保護者の役割・・・子どもが基本的な習慣や社会的ルールを身につけるよう努める。
- ◇地域等の役割・・・子どもを育てる活動を積極的に進め、地域コミュニティの輪の拡大に努める。
- ◇学校等の役割・・・保護者や地域と連携を図り、心身の健康と安全確保に努める。
- ◇企業等の役割・・・子どもの育成に関する活動に協力するよう努める。
- ◇市の責任と役割・・・社会全体で子どもを育むための施策を実施するとともに、子どもに関する施策の総合化に向けた取組を行う。

新させぼっ子未来プラン
次世代育成支援 佐世保市行動計画
佐世保市子ども・子育て支援事業計画
H27年度～31年度

子育てがしやすい社会の実現を目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援について、その充実を図るための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。このプランは次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」と子ども・子育て支援法に基づく「支援事業計画」とを併せ持つ計画です。

基本理念 「心豊かな人を育むまち」

- 基本的な方向性① 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実
- ② 地域での子どもと子育ての支援
 - ③ 子育てと仕事の両立支援
 - ④ 幼児教育・保育の質の向上
 - ⑤ 計画推進のための包括的サポート



子ども未来部 業務概要

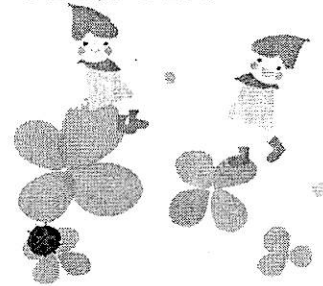
子ども政策課

(1) 交通遺児支援事業

○交通遺児進学一時金等支給事業

交通遺児で、小・中学校に入学または、中・高等学校を卒業するとき、児童の保護者に進学支援金等を支給します。

☐ 小学校入学	50,000円	☐ 中学校入学	100,000円
☐ 中学校卒業	150,000円	☐ 高校卒業等	300,000円
☐ 一時支援金	100,000円		



子ども政策課

(2) 子ども・子育て関係企画の策定

○新させぼっ子未来プラン

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援について、その充実を図るため次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「支援事業計画」とを併せ持つ計画を策定しました。

(計画の期間 H27～H31年度)

(3) 子ども・子育て会議の設置

○子ども・子育て支援新制度と佐世保市子ども・子育て会議

平成27年度から「子どもと子育て支援新制度」がスタートしました。

“子ども・子育て支援法”に基づき、平成25年7月に「佐世保市子ども・子育て会議」を設置し、新させぼっ子未来プランの策定について協議しました。今後は、この会議において定期的に計画の進捗管理と点検・評価を行います。

また、平成28年4月中核市へ移行に伴い、児童福祉審議会が所掌する保育所設置認可に対する意見具申等の事務も担います。

子ども政策課

(4) 基金

①子ども未来基金

子どもたちの健全育成と、子育てを市民全体で支援し子育て環境の充実を図るため、平成22年4月1日に「子ども未来基金」を創設しました。

寄付や預金利息などをもって、子育て支援への運用を行います。

②交通遺児救済基金

交通遺児のための福祉基金です。

＊一般基金…基金の運用収益と寄付金

交通遺児支援事業に充てます。

＊峯基金……峯徳雄氏の遺族から受けた寄付金

子ども政策課

(5) 利用者支援事業

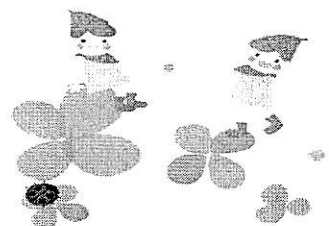
保育コンシェルジュの配置(H27年8月～)

保育所、幼稚園、認定こども園など保育・教育施設の利用に関する相談などに、「保育コンシェルジュ」がゆっくり話を伺いながら、家庭の状況に応じたサービスを案内します。

(6) 次世代育成推進事業

地方創生総合戦略の17のプロジェクトの一つである「子育て支援モデル都市化プロジェクト」を推進します。

- ・イメージ化に関する調査
- ・イメージ作成と広報PR
- ・市民等の子育て支援アイデア実現の支援（奨励）



子ども政策課

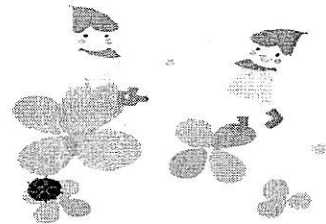
(7) 保育所等監査事業

保育所等の指導監査(H28年4月～中核市移行事務)

認可保育所、幼保連携型認定こども園や認可外保育施設などの指導監査業務を行います。

実施施設 (H28年度)

・ 保育所	64か所	
(保育所型認定こども園含む。公立は対象外)		
・ 幼保連携型認定こども園	8か所	
・ 家庭的保育事業	1か所	
・ 小規模保育事業	2か所	
・ 認可外保育施設	20か所	合計95か所

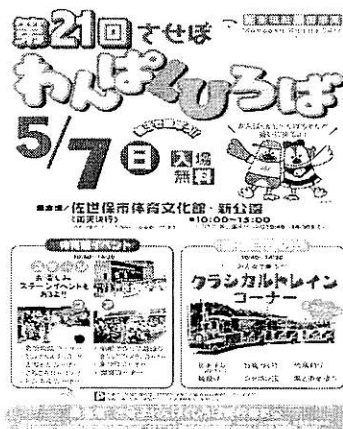


子ども政策課

(8) 児童福祉週間事業(5/5～5/11の1週間)

児童福祉週間に、親子で触れ合うきっかけづくりとして、平成9年度から実行委員会に委託して、「親子で遊ぼう、させぼわんぱくひろば」を実施しています。

実行：民生委員児童委員協議会主任児童委員部会、私立幼稚園協会、委員会 保育会、子育て支援協会、長崎短期大学、社会福祉協議会教育委員会、公立保育所、公立幼稚園協会、男性保育者の会、九文歯科衛生士学院、食生活改善推進協議会、子ども未来部(順不同)



子ども支援課

(1) 地域子育て支援センター事業

地域の子育て家庭への育児支援のため、次の事業を実施するものです。

- ①子育て親子の交流の促進 ②子育て等に関する相談の実施
- ③子育て支援に関する情報の提供 ④講習等の実施

〈日野・堇ヶ丘・おはし・ゆりかご・よんぶらこ〉

＊一般型：担当の職員2名以上（非常勤可）加配

＊小規模型（経過措置）：担当の職員1名以上（非常勤可）加配

(2) 一時預かり事業

①一般型

保護者の就労や出産、冠婚葬祭等により、一時的に家庭における保育が困難になる場合や、保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消するために、一時的に就学前までのお子さんを保育所などで預かるものです。

②幼稚園型

幼稚園などにおいて、教育時間（4時間）終了後に、園児の一時預かりを行うものです。

子ども支援課

(3) 障がい児保育事業

①障がい児保育事業

障がい児を受け入れている私立保育所などにおいて、専任の保育士を配置するものです。（児童2名に1名配置）

②保育環境改善事業

私立保育所などにおいて、障がい児を受け入れるための簡易な改修や備品購入等を行うものです。

(4) 延長保育サービス事業

延長保育促進事業

多様な就労に対応するため、保育所では保育時間11時間を超えて保育を実施しています。

※休日・夜間保育

休日・夜間の利用希望に応えるため、一部の保育所では休日・夜間にも開所しています。

子ども支援課

(5) 保育所看護師等配置促進事業

月初日において乳児が9人未満で、最低基準の保育士とは別に看護師等を加配している保育所に経費の一部を助成することで、乳幼児の病気等への対応や適切な健康管理を図るものです。

(6) 病児保育事業

保育所や幼稚園、小学校（低学年）に通う子どもたちが、病気のために集団保育ができない時、小児科に設置した病児保育室で保育を行うものです。

- ①さいくさ小児科（権常寺1丁目） ②あずま小児科（瀬戸越4丁目）
- ③かんべ小児科（木宮町） ④くすもと小児科（稲荷町）
- ⑤いけだ小児科（万徳町）

＊開所時間：8：30～18：00

（休日：日曜・祝日、年末年始、その他休診日）

＊利用料：1日、2,000円【別途、文書料（紹介料）500円】

- (a)生活保護世帯、所得税非課税かつ住民税非課税 無料
- (b)所得税非課税かつ住民税課税並びに兄弟児同時利用の2子目以降の児童
又は連続4日以上利用の第1子目の児童 1,000円減額

子ども支援課

(7) 福祉医療支給事業

乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭等へ医療費の助成を行います。

＊1か月ごと、病院ごとに自己負担額を超える部分を助成します。

《自己負担額 1日：800円、2日以上1,600円》

①乳幼児福祉医療助成（現物給付方式）

＊小学校入学前までの乳幼児

②小・中学生福祉医療助成（償還払い方式）

＊小学生及び中学生（平成28年8月診療分から）

③母子・父子福祉医療助成（償還払い方式）

＊20歳未満の児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、
その子が父母のいない子で、18歳未満又は、高等学校在学中の
20歳未満の方

④寡婦福祉医療助成（償還払い方式）

＊60才以上～70才未満で民法の定める扶養義務者と生計を共に
せず、前年分の所得税が課せられていない女性



子ども支援課

(8) 保育料収納事務事業

保育料収納率の向上のため、徴収嘱託員による徴収、保育園長への収納事務委託、納付書による納付、口座振替の促進を図っています。また、未納者には、督促状、催告状の発送や電話での収納督促を行っています。

保育料収納率の向上のため、保育所を通じて保育料納付書等を保護者に配付し、保護者への納付の働きかけをお願いしています。

(9) 認可外保育施設助成事業

認可外保育施設ほのぼの育成事業

市内の認可外保育施設に入所している児童の保育環境向上のため、認可外保育施設の運営費の一部を助成しています。

(嘱託医手当、職員健康診断費、薬品衛生材料費、歯科健康診断費、調理担当職員検便費、保育材料費、研修代替職員費、損害保険料、環境改善設備整備費)

子ども支援課

(10) 私立保育所・幼稚園等運営事業

① 保育所施設整備事業

老朽化した私立保育所などの建て替え等により一部助成し、保育所などに入所している児童の保育環境の改善を図るものです。

② 私立保育所等運営費(施設型給付)

私立保育所などにおいて、確実に保育が行われるように必要な費用を給付するものです。

③ 私立保育所等運営費(地域型保育給付)

園児数20人に満たない乳幼児を保育する事業所において、確実に保育が行われるように必要な費用を給付するものです。

④ 私立幼稚園等運営費

私立幼稚園などにおいて、確実に教育が行われるように必要な費用を給付するものです。

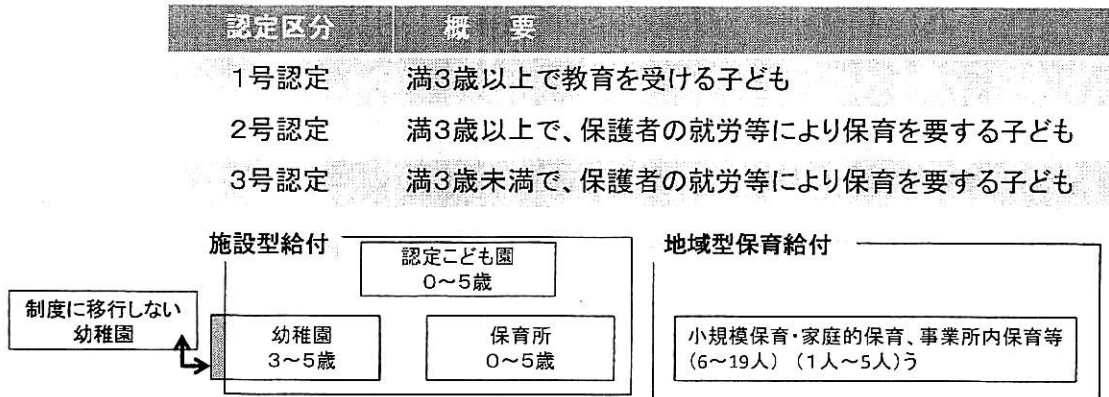
⑤ 産休病休代替職員経費

保育所における産休病休職員の代替職員経費(人件費)の一部を施設に助成することで、円滑な保育を推進するものです。



子ども支援課

(参考) 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分



(11) 幼稚園就園奨励費助成事業

①私立幼稚園就園奨励費補助金

施設型給付の制度に移行しない幼稚園の園児に対し、保育料等の一部について補助することで経済的負担の軽減を図り、幼稚園への就園を奨励するものです。

子ども支援課

(12) 児童手当支給事業

○ 0歳～中学校修了前までの児童を養育している保護者に手当を支給するものです。

* 0歳～3歳 一律 ……月額15,000円

* 3歳～小学校修了前（1子目・2子目）…月額10,000円

〃 （3子目以降）…月額15,000円

* 中学生 一律 ……月額10,000円

* 所得制限該当児童 ……一律 5,000円

（毎年6月に資格更新のため、現況届の提出報告が必要です。）

* 支給月は、2月、6月、10月の年3回です。

(13) 児童扶養手当支給事業

○ 父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している父または母などに手当を支給するものです。

* 所得制限があり、全額支給・一部支給・支給停止があります。

（毎年8月に資格更新のため、現況届の提出報告が必要です。）

* （H29年4月分）…全額支給者：月額42,290円

一部支給者：月額42,280円～9,980円

* 2人目は、月額9,990円（加算上限）

3人目以降 月額5,990円（加算上限）

* 支給月は、4月、8月、12月の年3回です。

子ども育成課

(1) 少子化対応推進事業

子育て支援サービス利用者への情報提供・相談・助言や関連機関との連絡調整、保育士や幼稚園教諭の研修実施、親子イベント・講演会の開催、子育てサークル活動の支援、情報誌の発行など幅広い子育て支援を展開します。

①研修・講演会等事業

子育て支援の情報収集・提供、相談・助言、国や団体の動向の把握、関係機関との連携・調整及び保護者や関係職員・企業などを対象とした研修などの開催

②子育てサークルネットワーク事業

市内の子育てサークルの交流、情報交換などの支援

③子育て応援情報誌発行事業

子育て応援情報誌「屋内、屋外遊び場情報」の周知・配布

子ども育成課

(2) 児童センター運営事業

児童に健全な遊びを提供し、健康を増進するとともに、情緒豊かな成長を支援するための健全育成施設です。

①児童センター運営

公立児童センター9館の管理・運営を指定管理者（佐世保市社会福祉協議会）により行っています。

〈稲荷・大野・黒髪・相浦・早岐・春日・広田・山澄・

宇久児童センター〉

②児童交流センター運営事業「ことひら」

地域住民で組織された「児童交流センターことひら運営委員会」を指定管理者として指定し、管理・運営しています。

*所在地：御船町（旧琴平小学校）

子ども育成課

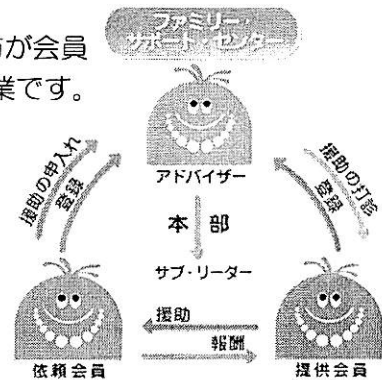
(3) ファミリーサポートセンター事業

子育てをお手伝いできる方とお手伝いしてほしい方が会員として登録。市民同士で子育てを支えあうという事業です。

《委託先：NPO法人 ちいきのなかま》

【主な活動】

- * 保育終了後の子どもの預かり * 保育施設までの送迎
- * 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり etc
- 一般保育 1 時間 / 700 円～800 円,
- 病後児 1 時間 / 900 円



(4) 地域型保育事業

交通条件に恵まれない離島等の地域で、就学前の保育を必要とする児童のために公立の保育所を設置しています。

地元の町内会等を指定管理者として指定しています。

- * 浅子保育所・・・浅子町188-14 (浅子町公民館)
- * 高島保育所・・・高島町697 (高島町町内会)

* 宇久ふたば保育所は、H27年度末で廃園

子ども育成課

(5) 児童クラブ事業

① 放課後児童健全育成事業

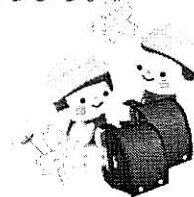
就労等の理由で家庭に保護者がいない小学生（放課後児童）に遊びと生活の場を提供するため、児童クラブを設置し児童の健全育成の向上を図っています。

② 母子家庭等児童助成事業

児童クラブに母子・父子家庭の児童及び兄弟姉妹が通所している場合の2人目以降の児童の保育料負担の軽減のため、1人月額5,000円を限度として、保育料が軽減されます。《所得制限があります。》

③ 放課後児童クラブ施設整備事業

児童クラブの活動を支援するために、公的施設の維持補修を行っています。



子ども育成課

(6) 公立保育所運営事業

保育が必要な児童を公立保育所で保育します。

①公立保育所管理運営事業

公立の3保育所を運営するための経費です。

- *東部子育て支援センター（早岐保育所） 定員 60人
- *中部子育て支援センター（大黒保育所） 定員100人
- *北部子育て支援センター（上相浦保育所） 定員 60人



②公立保育所施設整備

公立保育所の老朽箇所の改修を行い、児童の保育環境の確保をするものです。

- *東部子育て支援センター（早岐保育所） 平成24年建設
- *中部子育て支援センター（大黒保育所） 昭和57年建設
- *北部子育て支援センター（上相浦保育所） 昭和55年建設

子ども育成課

(7) 子育て環境づくり推進事業

○ 公立保育所拠点機能事業

市内を3地区に区分し、在宅親子への園解放、発達に不安のある子への小集団保育、育児相談・育児講座等を開催し、在宅親子の支援を行っています。また、保育所入所児童にたいしては、障がい児への保育士の加配や延長保育などを実施しています。

- ①すくすく広場（発達、発育に不安のある子どもの小集団保育）
- ②親子通園事業（すくすく広場で親子分離が可能と思われる子の就園指導等）
- ③園訪問（すくすく広場、親子通園を終了した子どもの就園先を訪問し子どもへの支援方法の協議）
- ④わいわい広場（在宅の親子がのびのび遊べる場所の提供）
- ⑤シーユー（遊びを通しての親子への援助、育児相談、障がいの早期発見）
- ⑥育児講座（在宅親子を対象に子育ての考え方の転換の機会として、食育・虫歯予防・親子遊び・育児カウンセラーなどの講座を開催）
- ⑦ポケットの会（子育てに不安や悩みのある保護者を対象とした保育士などによる、少人数グループでの相談・助言や情報提供事業）
- ⑧たまごの会（学生や地域の子育てに関心のある方、主任児童委員などの懇談や交流を通して、子育て支援人材育成）



子ども育成課

(8) 児童発達支援センター運営事業(すぎのこ園)

障がい児を対象に、日々家庭から通園し、基本的な生活習慣の習得や、健康の保持など社会生活に適応できるよう個別的、集団的な指導を行っています。

①すぎのこ園管理運営事業

すぎのこ園を運営するための経費：

- *対 象：おおむね2歳から就学までの幼児
 - ・言葉や日常生活での行動が気がかりな幼児
 - ・集団生活が難しい幼児
 - ・幼稚園や保育所に通わせるのが気がかりな幼児

②すぎのこ園施設整備事業

園の老朽箇所の改修を行い、幼児の保育環境の確保をするものです。

*所在地：干尽町3番地101 昭和62年新築移転

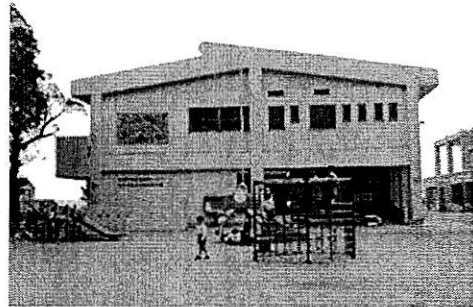
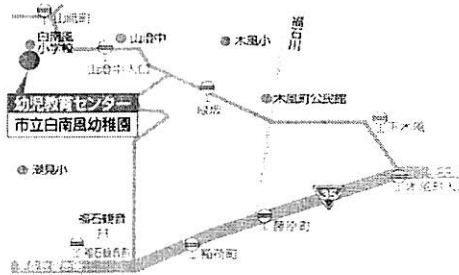
子ども育成課

(9) 幼児教育センター管理運営事業

幼児教育・保育に関する調査・研修施設です。乳幼児の健全育成を目指し、関係者の研修と地域での子育て支援の充実を図ります。

幼稚園教諭・保育士を配置し、各種研修のほか、少子化対応推進事業もこの施設で行っています。

(白南風小学校の敷地内にあります。)



子ども育成課

(10) 公立幼稚園管理運営事業

① 公立幼稚園管理運営費

公立幼稚園において、幼児教育を行います。

*天神幼稚園 (定員70人) *白南風幼稚園 (定員85人)

(天神幼稚園は4、5歳、白南風幼稚園は3、4、5歳児教育)

※H29年度から預かり保育を始めました。

一人1日400円(長期休業日500円)

★幼児まどか教室の運営(H29年4月開設)

白南風幼稚園において、発達に心配のある児童を通級させて、発達指導や保護者への相談支援を行います。

② 公立幼稚園設備整備費

公立幼稚園施設管理等を行い、幼児教育環境を確保します。

*天神幼稚園 昭和42年開園 *白南風幼稚園 昭和26年開園

少子化等により園児数が極端に減少したこともあり、H29年3月末で5園が廃園となりました。

子ども保健課

(1) 健康診査事業(子ども)

3歳児健診、1.6歳児健診、4か月児健診は、すこやかプラザ、東部、江迎、小佐々、宇久で実施しています。

① 3歳児健康診査事業

幼児期最後の健康診査として、身体の発達、精神面の発達、視聴覚障がい等の早期発見を目的として総合的な健康診査を実施しています。

② 母子管理対策事業

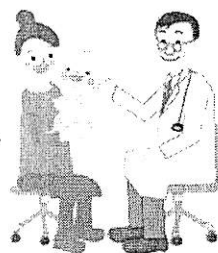
母性、乳幼児の健康保持及び増進を図るため、医療機関委託による妊婦、乳児健康診査及び保健所等での4か月児健康診査を行っています。

＊妊婦一般健康診査(医療機関委託1人14回)

＊乳児一般健康診査(医療機関委託1人2回)

③ 1歳6か月児健康診査事業

幼児期初期に健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅れ等の障がいを持った幼児を早期に発見し適切な指導を行うとともに生活習慣の自立、むし歯の予防・幼児の栄養・その他育児に関する相談を行っています。



子ども保健課

(1) 健康診査事業(子ども)

④ 母子保健業務システム事業

妊婦・乳幼児健診の状況などを入力し、継続的な母子管理に役立てるとともに、健診や相談等の案内状の発送・統計処理をおこなっています。

⑤ 新生児聴覚検査事業

医療機関に委託し、新生児の聴覚検査事業を実施することで、聴力障がいを早期発見します。

検査費用の一部を助成します。

(2) 思春期の子ども対策事業

思春期を迎える子どもが、正しい知識をもつことで意識が変わり、自分で考えて行動できる力を持つことができるように各種事業を行っています。

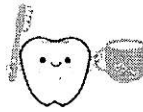
また、保護者や関係者が子どもの心や体の発達をよく理解し、子どもの現状や発達段階に応じた対応ができるよう努めています。

＊いのちのお話会(4才児及びその保護者対象)

＊いのちのお話会実践スタッフ養成講座

子ども保健課

(3) 歯科保健推進事業(子ども)



〇8020運動推進特別事業

乳幼児期における歯科保健を中心とした相談体制を強化するために、10か月から1歳未満の乳幼児を対象として、歯科衛生士による歯科保健指導、保健師による育児相談、栄養士による離乳食指導などを行い、歯科保健の向上に努めています。

*すこやかプラザ、東部、江迎、小佐々、
宇久及び各子育て支援センターで実施しています。



(4) 養育医療事業

未熟児の養育に必要な医療費の支給を行うとともに、必要に応じて相談支援や家庭訪問を行っています。未熟児は正常な新生児に比べて疾病にかかりやすいため、生後速やかに適切な医療を受けられ、正常な成長発達ができるよう努めています。

*出生時体重が2,000g以下のもの

*活力が特に薄弱であり、一般状態、体温、呼吸器、消化器系等に問題があるもの

子ども保健課

(5) 育児相談指導事業

①子どもの心の健康づくり対策事業

総合的な子どもの心の健康づくり及び保護者支援のため、産科医療機関と行政の連携、地域社会の養育機能の充実、相談体制の整備を推進するものです。

また、身近な地域での親子支援の充実をはかるために、子育てサポーターの要請と活動の場の支援を行います。

*子育てサポーター養成・活動支援

*育児相談会(個別指導)

(集団指導:すくすく親子教室・たんぽぽ)

②育児等健康支援事業

妊婦相談や、マタニティ学級、育児学級、プレパパ学級などの開催や訪問などを開催し、育児不安を解消しています。

*妊婦相談(母子健康手帳交付) *マタニティ学級

*プレパパ学級(両親学級) *子どもの応急手当・事故予防(ハンドブック配布)



③乳児家庭全戸訪問事業

家庭訪問員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育て情報や地域での子育て支援情報を伝え、孤立した子育てや育児不安の軽減に努めます。

子ども保健課

④「ままんちさせぼ」

(子育て世代包括支援センター事業&妊娠・出産包括支援事業)

妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みを切れ目なく相談できる窓口を開設しています。(H29年度～)

★ 母子保健コーディネーター(助産師)が相談を受け、ママサポーター(助産師)や保健師と連携して電話相談や家庭訪問を行い、妊娠から産前産後、乳幼児期の子育て期を安心して生活できるよう支援します。

★ 産後ケア(産婦人科医院や開業助産師に委託しています。)

①訪問ケア 助産師が自宅へ訪問し専門的なケアをします。

利用料金 1000円

②デイケア 施設でゆっくり専門的なケアが受けられます。

利用料金 1200円(3時間)、2400円(7時間)

③ショートステイ 宿泊タイプでゆっくりリフレッシュできます。

利用料金 3000円以上

※産後ケア実施機関へ直接申し込みます。

※出産後2か月以内の方が対象です。

子ども保健課

(6) 母子保健医療サービス事業

①小児慢性特定疾患対策事業

長年にわたり療養を必要とする児童が治療を受けられるよう医療費の助成を行うものです。(H28年4月～中核市業務)

②育成医療事業

身体に障がいがある児童、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童で、手術で治療効果が期待できるものに医療費の一部を助成するものです。

市で審査し、受給者証を交付しています。

③特定不妊治療費助成事業

医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精・顕微受精)の経費を一部助成するものです。(H28年4月～中核市業務)

④小児慢性特定疾患児日常生活用具支給事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜をはかるものです。

*日常生活用具(15品目)

子ども保健課

(7) 離島地域安心出産支援事業

離島地域に住所を有する妊娠8週以降の妊婦が対象で、定期健診や出産のための交通費等、また妊娠8か月以降の妊婦をやむを得ず緊急輸送する場合の移送費を助成するものです。

＊交通費（船賃）1回の健診あたり8千円限度

＊出産のための宿泊費：1泊5千円上限（5泊限度の費用の2/3を助成）

＊移送費10万円限度



子ども発達センター(子ども保健課：準課)

(1) 子ども発達センター事業

①子ども発達センター診療事業

子ども発達センターにおいて、おおむね18歳までの児童を対象にして、医師が心身の発達障がいやその疑いのある子どもに対し診療を行っています。

②児童発達支援事業

療育診療により、集団診療が必要とされた児童を対象に、保育士による小集団保育訓練を行うことで発達支援を行っています。

③地域子育て支援センター事業

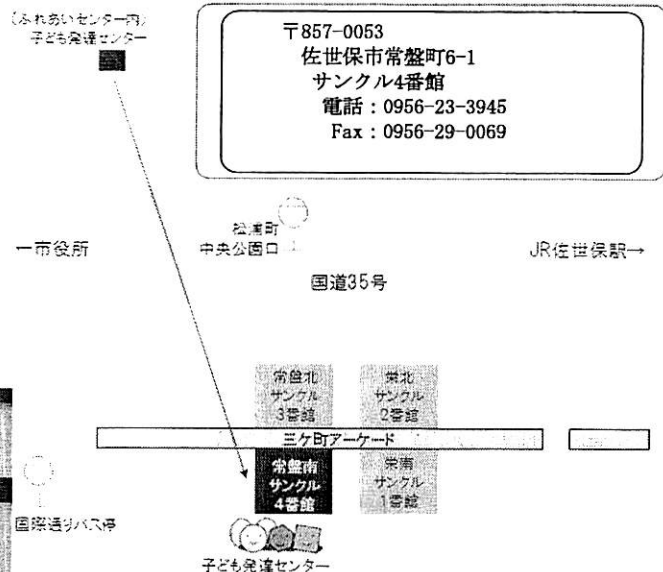
子育て中の親子を対象に、交流の場や育児相談、子育て講演、子育て関連情報の提供などを行い子育て世帯の支援を行っています。

④障害児等療育支援事業

職員が、障がい児が通園する保育所、幼稚園、学校等の関係機関や在宅を訪問して、療育指導や相談事業等を行っています。



子ども発達センター (子ども保健課：準課)



子ども子育て応援センター(子ども保健課：準課)

(1) 子ども子育て応援センター事業

①子ども子育て応援事業

子どもと子育て家庭の支援として、0歳から18歳の子どもの対象に各種の相談に応じるほか、特に児童虐待等の要保護児童支援を重点的に行っています。（児童福祉法に定める要保護児童対策地域協議会

「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の運営ほか）

②母子家庭及び父子家庭自立支援事業

就職に有利な資格取得の促進や適性相談などにより、母子家庭の母及び父子家庭の父の就労支援を行います。

*介護ヘルパーなどの資格取得を促進する「自立支援教育訓練給付金」

*看護師や保育士などの高度な資格取得のための養成を支援する
「高等職業訓練促進費」

*個々の実情や適性に応じ就労支援計画を立てハローワーク等と連携する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」

③母子父子寡婦福祉資金貸付事業（H28年4月～中核市業務）

母子父子寡婦家庭に対する福祉資金の貸付けを行います。
修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金、その他



子ども子育て応援センター(子ども保健課・準課)

(1)母子寡婦福祉支援事業

- 母子家庭の福祉の増進・就労支援及び母子家庭の親睦を図る活動を行う(一般社団法人)長崎県母子寡婦福祉連合会佐世保支部に、活動事業費の補助を行います。

(2)子育て短期支援事業

保護者の急な病気・入院や仕事などで一時的に養育に欠ける児童を、児童養護施設で預かる事業です。

*ショートステイ事業 : 宿泊を伴うもの

*トワイライトステイ事業: 仕事で遅くなる保護者に代わり、夕方の時間預かるもの

(3)助産施設措置事業

経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を、児童福祉法第36条に基づき、助産施設に入所させ助産をうけさせる事業です。

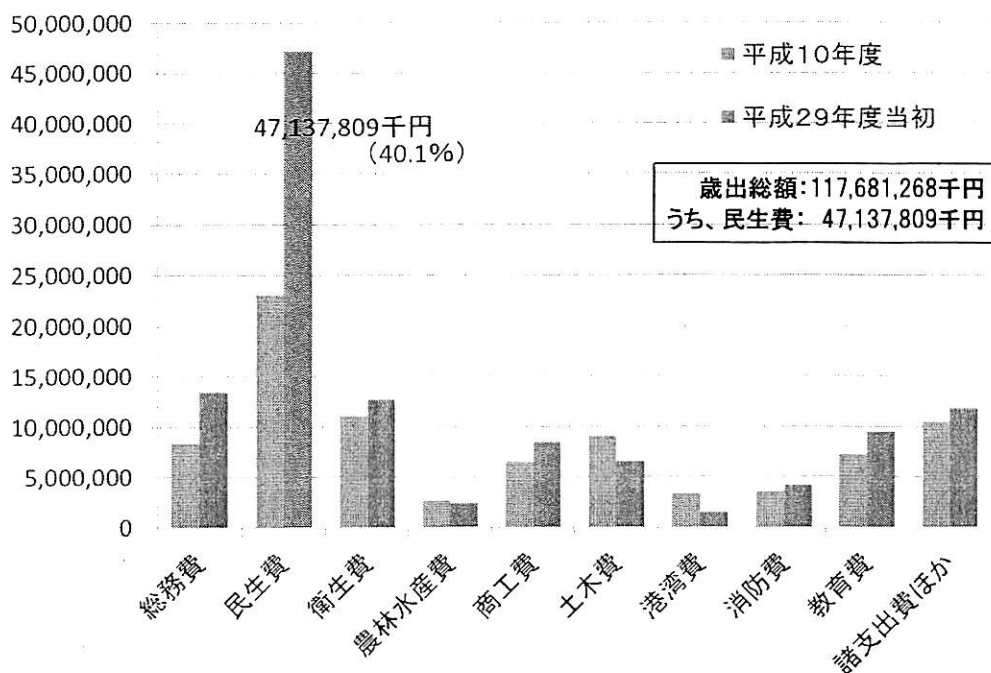
*佐世保市では、佐世保市総合医療センターを助産施設に指定

(4)DVからの緊急避難事業

夫等の暴力により心身に危険が生じた母子を、市外の緊急避難施設(シェルター)や母子生活支援施設に避難させ、母子の身柄の安全確保と自立の支援を行います。

予算体系比較

単位:千円



民生費予算比較

単位:千円

